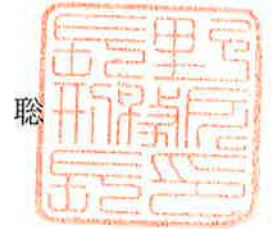


# 公 募 公 告

下記のとおり公募に付します。

平成30年1月17日

長野刑務所長 柿 添



## 1 公募に付する事項

### (1) 件名

平成30年度長野刑務所自動販売機設置及び運營業務

### (2) 設置場所

長野刑務所 (須坂市大字須坂1200番地)

### (3) 設置台数

缶・ペットボトル (清涼飲料)	1台
カップ飲料	1台
紙パック飲料 (牛乳等)	1台
パン・カップ麺等	1台

## 2 公募参加資格

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被補佐人又は補佐人であつて、契約締結のための必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 法人等 (個人、法人又は団体をいう。) の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与

している者ではないこと。

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 応募要領の交付場所及び公募内容に関する問い合わせ先

(1) 場所

〒382-8633 長野県須坂市大字須坂1200番地

長野刑務所総務部用度課 担当者：牧内

電話 026-245-0900 (内線134)

(2) 時間

平日 午前9時から午後5時まで

4 応募書類の提出期限及び場所

平成30年2月7日(水)午後5時まで

長野刑務所総務部用度課

5 選定基準

応募書類に国有財産使用料及び販売価格等を記載し、総合評価の方法により得られた数値が最も高い者を選定する。

6 その他

本公告に示した公募参加資格のない者のした公募は無効とする。